

平成28年度北海道一般会計補正予算（第4号）

平成28年度北海道一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,043,006千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,898,516,311千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7	分担金及び負担金	13,757,200	172,000	13,929,200
	1 分担金	1,141,268	86,000	1,227,268
	2 負担金	12,615,932	86,000	12,701,932
9	国庫支出金	351,481,060	36,131,392	387,612,452
	1 国庫負担金	122,092,232	117,421	122,209,653
	2 国庫補助金	221,321,697	36,013,971	257,335,668
12	繰入金	46,813,962	106,153	46,920,115
	2 基金繰入金	42,157,422	106,153	42,263,575
14	道債	588,735,600	26,061,000	614,796,600
	1 道債	588,735,600	26,061,000	614,796,600
15	繰越金	1,654,731	2,572,461	4,227,192
	1 繰越金	1,654,731	2,572,461	4,227,192

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳	入	2,833,473,305	65,043,006	2,898,516,311

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 環 境 生 活 費		10,923,475	781,462	11,704,937
	4 循環型社会推進費	1,994,619	761,462	2,756,081
	5 生物多様性保全費	435,745	20,000	455,745
5 保 健 福 祉 費		427,987,902	457,319	428,445,221
	8 施設運営指導費	4,716,331	169,264	4,885,595
	12 災害救助費	13,337	288,055	301,392
7 農 政 費		134,406,592	3,277,220	137,683,812
	1 農政管理費	8,978,981	544,610	9,523,591
	6 農業経営費	14,364,490	2,669,620	17,034,110
	9 農業農村整備事業費	43,213,607	62,990	43,276,597
8 水 産 林 務 費		64,578,059	489,192	65,067,251
	1 水産林務管理費	7,134,648	20,692	7,155,340
	4 漁港漁村費	21,932,520	127,500	22,060,020

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 治 山 費	9,211,555	341,000	9,552,555
9 建設費		242,192,112	2,995,044	245,187,156
	1 建設管理費	62,698,310	860,252	63,558,562
	2 維持管理防災費	9,390,049	277,000	9,667,049
	5 砂防海岸費	16,628,190	1,857,792	18,485,982
11 教育費		478,522,139	54,912	478,577,051
	4 高等学校費	100,158,969	50,872	100,209,841
	5 特別支援学校費	50,257,742	4,040	50,261,782
12 災害復旧費		3,740,066	56,985,357	60,725,423
	1 農地開発施設 災害復旧費	856,885	7,102,685	7,959,570
	2 水産林業施設 災害復旧費	1,058,070	2,795,485	3,853,555
	3 土木施設災害復旧費	1,825,111	47,087,187	48,912,298
14 諸支出金		136,161,193	2,500	136,163,693
	1 繰出金	3,786,979	2,500	3,789,479

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	2,833,473,305	65,043,006	2,898,516,311

第 2 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成28年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成28年度から平成49年度まで	868,876	平成28年度から平成49年度まで	928,026

第 3 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
自然環境 対策費	108,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	128,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
社会福祉 施設整備費	3,264,000	同 上	10%以内	同 上	3,309,000	同 上	10%以内	同 上
災害資金 貸付事業費	—	—	—	—	43,000	国庫からの借入れによる。	0	12年以内において、国の定める分割払の方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
水産基盤 整備費	6,212,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	6,224,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時治山施設 整備特別対策 事業費	1,607,000	同 上	10%以内	同 上	1,922,000	同 上	10%以内	同 上
災害関連 事業費	66,000	同 上	10%以内	同 上	296,000	同 上	10%以内	同 上
高等学校 施設整備費	3,994,000	同 上	10%以内	同 上	4,015,000	同 上	10%以内	同 上
特別支援学校 施設整備費	1,232,000	同 上	10%以内	同 上	1,235,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
耕地災害復旧費	163,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	515,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
漁港災害復旧費	64,000	同 上	10%以内	同 上	368,000	同 上	10%以内	同 上
林道災害復旧費	2,000	同 上	10%以内	同 上	47,000	同 上	10%以内	同 上
治山災害復旧費	257,000	同 上	10%以内	同 上	572,000	同 上	10%以内	同 上
土木災害復旧費	404,000	同 上	10%以内	同 上	24,754,000	同 上	10%以内	同 上
水産災害復旧費	—	—	—	—	6,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	588,735,600				614,796,600			

平成28年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,566,836千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		389,047	8,500	397,547
	1 負担金	389,047	8,500	397,547
2 国庫支出金		1,104,700	47,000	1,151,700
	1 国庫補助金	1,104,700	47,000	1,151,700
3 繰入金		1,432,818	2,500	1,435,318
	1 一般会計繰入金	1,432,818	2,500	1,435,318
6 道債		1,256,000	6,000	1,262,000
	1 道債	1,256,000	6,000	1,262,000
歳入	合計	4,502,836	64,000	4,566,836

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		2,158,568	64,000	2,222,568
	1 流域下水道事業費	2,158,568	64,000	2,222,568
歳 出 合 計		4,502,836	64,000	4,566,836

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	364,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	370,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	1,256,000				1,262,000			

平成28年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,529,763千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		3,556,882	5,000	3,561,882
	1 国庫補助金	3,556,882	5,000	3,561,882
7 道債		5,440,700	5,000	5,445,700
	1 道債	5,440,700	5,000	5,445,700
歳入	合計	18,519,763	10,000	18,529,763

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		8,227,635	10,000	8,237,635
	1 道営住宅事業費	8,227,635	10,000	8,237,635
歳 出 合 計		18,519,763	10,000	18,529,763

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道 営 住 宅 災 害 復 旧 費	—	—	—	—	5,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	5,440,700				5,445,700			